

平成 2 2 年 第 1 回 定 例 会
予 算 決 算 常 任 委 員 会 健 康 福 祉 病 院 分 科 会

説 明 資 料

頁 数

《議案補充説明》

1 【議案第 9 4 号】

三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正

する条例案について・・・ 1

平成 2 2 年 6 月 2 1 日

健 康 福 祉 部

1 三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を

改正する条例案について

1 改正理由

三重県後期高齢者医療広域連合における保険料率の算定に当たり、その増加の抑制に要する費用に充てるため、後期高齢者医療財政安定化基金の一部を取り崩し、三重県後期高齢者医療広域連合に交付できるようにするものです。

2 改正内容

国の「高齢者の医療の確保に関する法律」の改正を受けて、可能な限り保険料の増加を抑制するため、「後期高齢者医療財政安定化基金」を取り崩し、三重県後期高齢者医療広域連合に交付できるよう、規定を整備しようとするものです。

3 施行期日

公布の日から施行するものとします。